

# 杉村敏正先生の 人と学問

—— 杉村敏正先生追悼文集 ——

「杉村先生の「勇気」」

## 杉村先生の「勇気」

木佐茂男

私が大学の学部入試を受けた1969年は、東大入試がなかった年である。京大は1973年に大学院に入学以降、5年間の勉強の場であった。杉村先生とは、院入試の面接試験のときお会いしているはずであるが、ウェブサイトもなかった時代であるから試験委員の名前も顔も全くわからなかった。大学院に入って、初回スクーリングのときに初めて杉村先生のご尊顔を拝することとなる。

院生時代を通じて、先生と学問的な、あるいは、研究に関する話をしたことは記憶の限りでは全部で2回しかなく、その総時間は5分程度である。院生が多数いて、集団で勉強をする環境に恵まれていたから、多くの当時の同僚である院生も先生との面談の回数や時間はその程度ではなかったかと思う。今の時代の大学院生には、およそ想像もできない頻度と時間数であろう。

面談の第1回目は、修論のテーマを決めようとする時期のことで、祇園三条であった公法のコンパの帰り、三条大橋近くである。当時の私の修論テーマ候補は3つあり、先生に歩きながらお尋ねした。教育法、行政訴訟法、地方自治法のどれかを選びたいと申し上げた。先生は、「行政争訟法ないし行政訴訟法をやっている研究者は非常に多いですからね」と仰った。いわば、このテーマで修論を書くことのダメ出しである。当時、室井先生の行政法集中講義に影響を受け、その頃の行政事件訴訟法がもつ「イデオロ

ギー性」について深めたいという気持ちがあった。行政訴訟では国民が勝てない理由を比較法的にも確かめたい、という関心からである。このとき諦めた行政事件訴訟法とその運用のイデオロギー研究は、15年も後に、「開かれた親切的な裁判所と行動する裁判官」として『判例時報』に10か月間、計20回の連載をすることとなり、当初の問題意識の一端を解消できた。

もう1回の面談の機会は先生の研究室付近である。先生の研究室がある場所を大まかに知ったのは博士課程2年目の終わりの頃である。当時は、先生にさまざまな書類の推薦状をいただくとか、書類に印鑑やサインをいただくということは全く必要なかった。その頃、正直なところ、先生の研究室は毎日通っている目と鼻の先の法学部図書館がある建物の上の階であろうと勝手に思っていた。先生の研究室が、院生がいる法学部経済学部の3階研究室のある旧校舎のちょうど逆の端とは知らなかった。先生の研究室に一度入ったという記憶がかすかにある。それは天井の高い部屋で、冬は寒いだろうな、と感じたからであるが、真偽は定かでない。先生の研究室（教授室、と言っていたのかさえ記憶がない）内の書架の配置や先生の机を見たという覚えもない。したがって、先生との2回目の研究上の話の場がどこかであったのかも正確には覚えていない。

杉村先生とは、週に1回の英書講読（当時、スクーリングと言っていた）の時間のみが顔を合わせる機会であった。その頃は、杉村先生を指導教官とする院生は各学年に最低1名、私の学年には5名のほか留学生もいて、数年分の後輩も入れれば20人に近い集団であった。さらには他の専攻の院生らとも種々の研究会を行い、学問はそこで自主的に学ぶものであるという意識なり雰囲気

があった。

杉村先生が、きわめて身近になっていったのは、皮肉な感もあるが、私が博士課程の3年間を修了するより1か月ほど先だって退職され、京都府知事選に立候補されてからである。博士課程修了と同時に公務員として国立大学に勤務する仲間もいたが、私は、修了直前に私立大学への就職が決まったため、4月1日以降も先生の選挙演説会、特に、京都府内の南北各地である夜間の立会演説会において応援の弁士を務めることができた。そこで、先生の府民向けの生のお話を聞くことができた。

この京都府知事選に関して公式・非公式に配布されたチラシやパンフレットを厚さにして15センチ以上保管していた。2000年直前に、研究資料ということで政治学専攻のある教授に譲ったが、この随想依頼があった後、私が存否を問い合わせた3日まえに、定年退職で処分された由。非常に残念であり、今回、選挙時の臨場感ある資料を使うことができなくなった。

今、学界は、勇気なき時代である。多くの研究者は、モノを言わないし、言えない。私自身も、である。その点、杉村先生の生き様は異なった。選挙の出馬時のマスコミとのやりとりの中だったと思うが、先生には「勇気があるか」という問いに対して「あると思う。」と答えられていた。先生は、選挙戦に出ること自体が、多少の勇気があることの証である、と言われたが、同時に、「学界で、異説・少数説を述べることに勇気が要る」と言われたことが記憶に残る。警察の民主化への一連の積極的発言もそうである。

その勇気は、どこから来たのであろうか。学徒出陣前後の世代としての平和主義・民主主義感覚であらうか。研究テーマ、研究

対象の選択は、すなわち、その研究者のイデオロギーの産物、ないし、反映である。その研究者の研究方法論は、その研究者の視野の広がりを示すバロメーターである。先生の愛弟子の室井力先生も、研究者には「操（みさお）が要る」、と言われたことがある。杉村先生も、学問に対する「操」を守り続けた方である。私自身、定年近くになって、今なお繰り返し思い起こすのは、研究者としての「勇気」と「操」である。

(九州大学教授)

杉村先生著作目録

昭和 47 年

教育公務員特例法の解説と同法第 1, 2, 3 条の注釈

有倉遼吉編『教育法』基本法コンメンタール(別冊法学セミナー 12号)  
[新版昭和 52 年同 33号]

(座談会) 住民参加と自治体行政(自治体行政の課題)(1)(2)

現代法ジャーナル 1 巻 1 号・2 号

昭和 49 年

生存権の性格一朝口訴訟— 「憲法判例百選(第 3 版)」別冊ジュリスト 44 号

昭和 50 年

(座談会) 行政法研究の道程 ジュリスト別冊「法学教室(第 2 期)」7 号

昭和 57 年

大阪国際空港訴訟最高裁判決: とくに差止請求について 龍谷法学 15 巻 2 号  
(『統・法の支配と行政法』所収)

随 想

最近困惑したこと 有信会誌(京都大学法学部)7号(昭和 35 年)  
オックスフォード大学について

有信会誌 12 号(昭和 40 年)(『憲法と行政法』所収)

母の思い出 憲法理論研究ニュース(昭和 42 年)(本書 37 頁以下所収)  
(『憲法と行政法』所収)

お父ちゃんへ 現代の眼 8 巻 8 号(昭和 42 年)(『憲法と行政法』所収)

イギリス人の気質 住民と自治 53 号(昭和 42 年)(『憲法と行政法』所収)

オックスフォード大学での学生生活 ジュリスト 390 号(昭和 43 年)  
(『憲法と行政法』所収)

追悼文

『樞の木—故宮内裕教授追悼文集』(昭和 44 年, 有信堂高文社)(私家版)所載

長濱先生の思い出 『長浜政寿を偲んで』(昭和 47 年, 玄文社)(私家版)所載

京大を振り返って 有信会誌 20 号(昭和 53 年)(本書 41 頁以下所収)

末川博先生を偲ぶ

世界 377 号(昭和 52 年)(『追想 末川博』(昭和 54 年, 有斐閣)所収)

過誤の賞賛 ジュリスト 737 号(昭和 56 年)

教科書検定を通して感慨を新たに

Peace now! (昭和 57 年)(本書 44 頁以下所収)

憲法・行政法随想 季刊科学と思想 63 号(昭和 62 年)

杉村敏正先生の人と学問

2014 年 9 月 10 日 初版第 1 刷発行

編集・発行 杉村敏正先生追悼文集編集委員会

連絡先 関西学院大学司法研究科行政法研究室  
〒 662-8501 兵庫県西宮市上ヶ原一番町 1-155  
TEL 0798-54-6473

発売 株式会社 有斐閣

〒 101-0051 東京都千代田区神田神保町 2-17  
TEL 03-3265-6811(営業)  
<http://yuhikaku.co.jp/>

制作 株式会社 有斐閣学術センター

〒 113-0033 東京都文京区本郷 6-2-9-103  
TEL 03-3815-6029

印刷・株式会社三陽社/製本・複製本印刷株式会社

© 2014, 杉村敏正先生追悼文集編集委員会. Printed in Japan  
落丁・乱丁本はお取替いたします。

★定価はケースに表示してあります。

ISBN 978-4-641-29980-1

本書の全部または一部を無断で複写複製(コピー)することは、著作権法上の例外を除き、  
禁じられています。また、盗取・光記録媒体への入力等も同様に禁じられています。これら  
の許諾については、関西学院大学司法研究科行政法研究室まで文書にてお問合せ下さい。